

明石市不育症治療支援事業

妊娠しても、流産や死産を繰り返す「不育症」の検査及び治療を受けられたご夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、検査及び治療費の一部を助成します。

受付期間	検査及び治療日の属する年度内（3月31日まで）または、検査及び治療日から3か月以内で、どちらか遅い日まで。 ただし、検査及び治療を受けている途中で43歳になられた方は、年度内に申請してください。
助成対象者 ※ ①～④すべてに該当している方が対象	① 申請時に、夫婦いずれかが市内に住所があり、 法律上の婚姻または事実婚 をしている夫婦 ② 検査日または治療期間初日の妻の年齢が <u>43歳未満</u> であること ③ 2回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往があると医師に診断されていること ④ 国、他の自治体等から類似の助成金等の交付を受けていないこと
助成内容と助成割合	当該年度中の 保険適用外 の不育症の検査及び治療のうち、以下のものを対象とします。（上限なし） A 不育症の検査【検査に要した保険適用外の医療費の10分の7】 ・不育症のリスク因子の検査（詳細は裏面参照） B 不育症の治療【治療に要した保険適用外の医療費の2分の1】 ・低用量アスピリン療法 ・ヘパリン療法（ヘパリン在宅自己注射療法及びヘパリンノイドを使用するものを含む）
助成回数	1年度に1回 （通算助成回数の制限はありません） ※ 年度内に複数回の治療等をされた場合は、1年度内で1回にまとめて申請すること
申請関係書類 ※ 消えるボールペンでの記入は無効です。	☆必ず提出するもの (1) 明石市不育症治療支援事業申請書 ※ 夫婦それぞれの自署が必要です。 (2) 明石市不育症治療支援事業受診等証明書 （主治医や薬局が記入） ※複数の医療機関を受診した場合は、医療機関ごとの証明書が必要です。 ※医療機関の指定はありません。 (3) 領収書（原本） ※コピーを取った後、原本はお返しします。 (4) 振込先が確認できるもの （預金通帳またはキャッシュカード） ※ 郵送の場合は、写しを提出してください。 ----- ☆必要に応じて提出するもの（婚姻関係が確認できる書類等） (5) 【法律婚の方】戸籍謄本 （全部事項証明） ※提出不要な場合があります。詳しくは裏面をご確認ください。 ※外国籍を有する方の場合、別途書類が必要です。 (6) 【事実婚の方】事実婚関係に関する申立書ほか （裏面参照）
支給方法	審査の結果、承認した時は、申請受付日から翌々月の月末までに、口座振込により支給します。（事務都合により、支給日が遅くなる場合があります。）
申請方法	必要書類を揃えて、保健総務課へ持参、または郵送してください。 ・不備がある場合は、 <u>全て返却し、再提出をお願いすることがあります。</u> ・郵送の場合、領収書返送用の返信用封筒（なるべく 簡易書留 や 特定記録郵便 ）を同封してください。郵便事故等については、当方では責任を負えません。 ・郵送による申請日は、投函日ではなく消印日となりますのでご注意ください。

申請受付・お問い合わせ先

あかし保健所 保健総務課

電話 078-918-5414

FAX 078-918-5440

〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7 あかし保健所 3階

<助成対象となる検査と治療>

[A 不育症の検査…助成割合は 10 分の 7 B 不育症の治療…助成割合は 2 分の 1]

A 助成割合:7/10	一次スクリーニング	抗リン脂質抗体	抗カルジオリピンβ2グリコプロテインI複合体抗体
			抗カルジオリピン1gG抗体
			抗カルジオリピン1gM抗体
			ループスアンチコアグラント
	夫婦染色体検査		
	選択的検査	抗リン脂質抗体	抗PEIgG抗体(抗フォスファチジルエタノールアミン抗体)
			抗PEIgM抗体(抗フォスファチジルエタノールアミン抗体)
			抗PS/PT抗体(フォスファチジルセリン依存性抗プロトロンビン抗体)
			ネオ・セルフ抗体(抗β2GPI/HLA-DR抗体)
		血栓性素因スクリーニング(凝固因子検査)	第XIII因子活性
プロテインS活性もしくはプロテインS抗原			
プロテインC活性もしくはプロテインC抗原			
APPT(活性化部分トロンボプラスチン時間)			
B 助成割合:1/2	治療	低用量アスピリン療法	
		ヘパリン療法(ヘパリン在宅自己注射療法及びヘパリノイドを使用するものを含む)	

<婚姻関係が確認できる書類等>

【法律婚(婚姻届けを提出している場合)の方】

区 分		必 要 書 類
法律婚で同一世帯の場合	夫、又は妻のいずれか一方が世帯主の場合	不要
	夫、又は妻のいずれもが世帯主でない場合	戸籍謄本(全部事項証明)
法律婚で別世帯の場合	夫及び妻のいずれもが日本国籍を有する場合	戸籍謄本(全部事項証明)
	夫、又は妻のいずれか一方が外国籍を有する場合	日本国籍を有する者の戸籍謄本(全部事項証明)
	夫及び妻のいずれもが外国籍の場合	婚姻関係にあることを証明する書類(日本語)

※ その他必要と認める書類の提出を求める場合があります。

【事実婚の方】

必 要 書 類
・ 事実婚関係に関する申立書 ・ 夫婦それぞれの戸籍謄本(外国籍の方は婚姻要件具備証明書)

※ 事実婚関係にある夫婦がこの申請を行う場合、治療の結果、出生した子について認知を行う意向があるものとみなします。

※ 明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書をお持ちの場合、事実婚関係の参考とさせていただきますが、上記の証明書類を省略することはできません。